

国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の軽減・加重措置
 がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の軽減・加重措置の基礎となる税額は、この計算書の29欄の太枠内に記載しています。

年分

氏名

殿

		A	B	C	D	E	F	G	H
			ただし、付表の八がある場合には、隠蔽仮装事由以外のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	5 % 軽減措置対象部分の額	5 % 軽減措置の対象とならない部分の額	5 % 加重措置対象部分の額	5 % 軽減措置及び5 % 加重措置の対象とならない部分の額	10 % 加重措置対象部分の額	5 % 軽減措置、5 % 加重措置及び10 % 加重措置の対象とならない部分の額
					(B - C)		(B - C - E)		(B - C - E - G)
所得金額	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	2								
	3								
所得金額から差し引かれる金額		4							
課税される所得金額	5								
	6								
	7								
算出税額	5 欄 に対する 税 額	8							
	6 欄 に対する 税 額	9							
	7 欄 に対する 税 額	10							
	計	11							
所得税額から差し引かれる金額		12			円		円		円
差引所得税額(11欄－12欄) (引ききれないときは0)		13							
災害減免額		14			円		円		円
再差引所得税額(13欄－14欄) (引ききれないときは0)		15							
令和6年分特別税額控除		16			円		円		円
再々差引所得税額 (基準所得税額) (15欄－16欄)		17							
復興特別所得税額 (17欄×2.1%)		18							
所得税及び復興特別所得税の額(17欄+18欄)		19							
外国税額控除等		20			円		円		円
源泉徴収税額		21							
申告納税額 (19欄－20欄－21欄)		22							
予定納税額		23			円		円		円
確定納税額	納付すべき税額	24							
	還付金相当額	25							
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	26							
	減少する所得税額に係る還付加算金	27							
増差 (B、D、F、Hは) 税額 (Aとの増差税額)		28			(B - D) 円		(D - F) 円		(F - H) 円
加算税の基礎となる税額		29			5 % 軽減措置 1万円未満の 端数切捨て		5 % 加重措置 1万円未満の 端数切捨て		10 % 加重措置 1万円未満の 端数切捨て

付表
 八の五